塗りつぶしている部分は、各園で記入してください。ひな型は参考例となりますので、各園の状況に応じて、適宜修正してください。

なお、運営規程が変更となる場合は市への届出が必要となりますので、子育てあんしん課あて御連絡願います。

05地域型保育事業用

△△法人○○会

●●保育園運営規程

（施設の目的）

第１条　●●法人が設置する●●保育園（以下「当園」という。）が特定地域型保育事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する乳児又は満３歳未満の幼児（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

２　保育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、利用子どもの意思及び人権を尊重し、生活するにふさわしい場を提供するよう努める。

３　当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、市町村、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

４　当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための体制を整備するとともに、保育士等職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（名称及び所在地）

第３条　当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

(１)　名称　小規模保育事業●型（家庭的保育事業、事業所内保育事業所など）　●●保育園

(２)　所在地　盛岡市●●‐●

|  |
| --- |
| （参考）小規模保育事業Ａ型、事業所内保育事業など、事業区分を明記してください。 |

（提供する保育の内容）

第４条　当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（以下「市設備基準条例」という。）、盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（以下「市運営基準条例」という。）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、利用子どもの健やかな成長を支援し、市が認可した質の高い保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第５条　当園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、市設備基準条例で定める配置基準以上とする。

　　なお、員数は入所人数により変動することがある。

|  |
| --- |
| （参考）施設に従事する職員の職種、員数（常勤、非常勤の別）、職務内容を記載し、不要な項目は削除してください。なお、施設の状況により員数に変更が生じる職種については、員数を「○人以上」と記載することが可能です（○人の部分は公定価格の基本分単価に含まれる職員数）。 |

(１)　施設長（園長）　常勤専従　１人

施設長は、保育の質の向上を図り、職員の資質の向上に取組むとともに、職員及び業務の管理を一元的に行う。

(２)　主任保育士　常勤専従　１人

主任保育士は、施設長（園長）を補佐するとともに、全体的な計画及び保育の計画の立案や教育・保育給付認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育の内容について、他の職員を統括する。また、園長に事故があるときはその職務を代行する。

(３)　副主任保育士　常勤専従　１人

副主任保育士は、主任保育士を補佐し、全体的な計画及び保育の計画の立案と、その計画に基づく全ての利用子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(４)　保育士　●人（常勤　●人、非常勤　●人　※(１)～(３)を除く）

保育士は、全体的な計画及び保育の計画を立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務に携わり、その計画に基づく全ての利用子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(５)　保育補助者　●人（常勤　●人、非常勤　●人）

　　　保育補助者は、保育士の職務を補助する。

|  |
| --- |
| （参考）※　小規模保育事業Ｃ型、家庭的保育事業の場合（●）家庭的保育者　●人（常勤　●人、非常勤　●人）家庭的保育者は、全体的な計画及び保育の計画を立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務に携わり、その計画に基づく全ての利用子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。　　→　家庭的保育者は、保育士資格を有し、市町村等が実施する研修を修了した者を指します。（●）家庭的保育補助者　**●**人（常勤　●人、非常勤　●人）家庭的保育補助者は、すべての利用子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう家庭的保育者を補助する。→　家庭的保育補助者は、（保育士資格を有していないが、）市町村等が実施する研修を修了した者を指します。 |

(６)　看護師　●人（常勤　●人、非常勤　●人）

看護師は、利用子どもの健康管理と当園の衛生管理全般を行う。

 (７)　栄養士　●人（常勤　●人、非常勤　●人）

栄養士は、利用子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、アレルギー除去食に係る献立を作成・調理するとともに、当園の食育活動等を行う。

(８)　調理員　●人（常勤　●人、非常勤　●人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び調理室の衛生管理業務を行う。

(９)　事務員　●人（常勤　●人、非常勤　●人）

事務員は、当園の事務（園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等）を行う。

（10） 嘱託小児科医　１人

嘱託小児科医は、当園の利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。

(11)　嘱託歯科医　１人

嘱託歯科医は、当園の利用子どもの定期歯科健診、職員及び教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。

(12)　嘱託耳鼻科医　１人

嘱託耳鼻科医は、当園の利用子どもの定期鼻科健診、職員及び教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。

(13)　嘱託眼科医　１人

嘱託眼科医は、当園の利用子どもの定期眼科健診、職員及び教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。

（保育を提供する日）

第６条　当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

２　当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(１)　国民の祝日に関する法律に規定する休日

(２)　年始休日（１月２日及び１月３日）

(３)　年末休日（12月29日から12月31日まで）

３　当園は、前２項の規定に関わらず、保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ教育・保育給付認定保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に保育を提供することがある。

４　当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがある。

（保育を提供する時間等）

第７条　当園の保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(１)　保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前●時●分から午後●時●分までの範囲内で、教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

(２)　保育短時間認定に係る保育時間（８時間）は、午前●時●分から午後●時●分までの範囲内で、教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

２　当園の開所時間は、次のとおりとする。

(１)　月曜日から金曜日　午前●時●分から午後●時●分まで

(２)　土曜日　　　　　　午前●時●分から午後●時●分まで

３　当園は、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（８時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育を提供する。

４　当園は、午前●時●分から午後●時●分までの範囲内において、在園児以外の一時預かり保育を提供する。

５　当園は、第６条第１項及び第２項の規定に関わらず、利用希望に応じ、日曜日及び第６条第２項に規定する日に休日保育を提供する。保育時間は、午前●時●分から午後●時●分までとし、延長保育は実施しない。

|  |
| --- |
| （参考）延長保育、在園児以外の一時預かり、休日保育の実施状況に応じて、上記３・４・５の記載を調整（削除）してください。 |

（利用者負担額その他の費用等）

第８条　教育・保育給付認定保護者の居住する市町村長が定める利用者負担額を教育・保育給付認定保護者から徴収する。

２　第１項に定めるもののほか、当園の保育において提供する便宜の要する費用について、教育・保育給付認定保護者より実費の負担を受ける。

|  |
| --- |
| （参考）実費徴収経費の種類及び費用については、重要事項説明書に明記してください。　また、当該経費の徴収に当たっては、（重要事項説明書の配布等により、） あらかじめ保護者の方へ説明し、同意を得ておく必要があります。 |
| （参考）※　事業所内保育事業の場合　次の一文を追加してください。３　従業員枠については、教育・保育給付認定保護者の居住する市町村長が定める利用者負担額を超えない範囲で、重要事項説明書に定める従業員枠の利用者負担額を教育・保育給付認定保護者から徴収する。 |

（利用定員）

第９条　利用定員は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| クラス | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | 計 |
| 利用定員 | ●人 | ●人 | ●人 | ●人 |

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第10条　当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、又は保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

２　当園の利用開始に際しては、必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの教育・保育給付認定保護者に説明を行い、同意を得るものとする。

３　当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

(１)　子ども・子育て支援法第19条第３号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(２)　教育・保育給付認定保護者から利用の取消しの申出があったとき。

(３)　市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(４)　その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第11条　当園は、保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

２　保育の提供により事故が発生した場合は、市子育てあんしん課及び教育・保育給付認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

３　利用子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（非常災害対策）

第12条　当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

２　定期的に消火用具、避難口（非常口）、警報機、その他防災に関する設備及び火災発生の恐れのある場所を点検し、必要な措置を講じる。

|  |
| --- |
| （参考）職員と利用子どもの数が30人未満の施設については、防火管理者を定め、消防計画を届け出る義務がありません。届出をしていない場合は、「防火管理者」と「消防計画届出年月日」の項目を削除してください。 |

（虐待の防止のための措置）

第13条　当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(１)　人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(２)　職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

(３)　虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(４)　その他虐待防止のために必要な措置

２　前項第２号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条に規定する行為をいう。

３　当園は、保育の提供中に、当園の職員又は養育者（教育・保育給付認定保護者等の利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに市子育てあんしん課、市子ども家庭総合支援センター及び児童相談所等の適切な機関に通告する。

（苦情対応）

第14条　当園は、教育・保育給付認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、「●●（苦情対応に関するマニュアル名）」に基づき、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、教育・保育給付認定保護者等に対して周知するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

２　苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行う。

３　苦情の内容、その対応及び改善策について、記録する。

（安全対策と事故防止）

第15条　当園は、利用子どもの安全確保及び事故防止のため、設備及び遊具等の定期的な点検を実施するとともに、安全計画並びに国の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等に基づき、事故防止のための体制を整備する。

２　当園は、事故発生防止のために職員に対する研修を実施する。

３　当園は、国の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、アレルギー児に対して適切な対応に努める。

４　当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

５　事故については、教育・保育給付認定保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）及び医療機関への受診を伴う事故については、市子育てあんしん課にも報告する。

（健康管理・衛生管理）

第16条　当園は、利用子どもに対して、市設備基準条例に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。

２　当園は、感染症又は食中毒が発生、又は、まん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

３　調乳及び給食に従事する職員は、身辺の清潔に努め、月１回以上検便を実施する。

４　調理室は、関係者以外の立ち入りを規制し、清潔で衛生的な環境を保持するよう管理する。

（教育・保育給付認定保護者に対する支援）

第17条　当園は、障がいや発達上の支援を必要とする子どもとその教育・保育給付認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもの教育・保育給付認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

２　当園は、教育・保育給付認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、教育・保育給付認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、教育・保育給付認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

（業務の質の評価）

第18条　当園は、市運営基準条例第45条に規定する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、特定地域型保育の質の向上を目指す。

２　当園は、定期的に職員に関する自己評価を実施するほか、第三者評価を適宜受審し、その結果を公表するなど、特定地域型保育の質の改善に努める。

（秘密の保持）

第19条　当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び教育・保育給付認定保護者の秘密を保持する。

２　当園の職員は、地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

３　当園の職員は、職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

４　当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により教育・保育給付認定保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

（記録の整備）

第20条　当園は、特定地域型保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

（１）教育・保育の実施に当たっての計画　　　　　　　　　　５年間保存

（２）提供した特定地域型保育に係る提供の記録　　　　　　　５年間保存

（３）市運営基準条例第49条に基づく市への通知に係る記録　　５年間保存

（４）教育・保育給付認定保護者等からの苦情の内容等の記録　５年間保存

（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　５年間保存

　（６）保育所児童保育要録　　　　　　　　　　　　　当該利用子どもが小学校を卒業するまで

（その他運営についての重要事項）

第○条　その他、本規程に記載以外の重要事項は「重要事項説明書（入園のしおり）」のとおりとする。

附則

　この規程は平成●年●月●日から施行する。

この規程は令和●年●月●日から一部改正し、施行する。